

令和4年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（ワクチン関連）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、接種体制の強化や、効果的・効率的な接種を進めることを目的として、第2条に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。）及び香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱により、県が適当と認めるものとし、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、基準額又は上限額、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額を、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- （1）別表の第1欄に定める事業区分ごとに、同表の第3欄に定める基準額又は上限額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号の規定により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の申請）

第4条 規則第4条の補助金等の交付申請は、第1号様式によるものとし、関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第5条 知事は、前条の交付申請の内容について適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。
- （2）補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受け

ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第2号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (7) 知事は、補助事業者が交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和4年4月1日以降の別表の第1欄に定める業務内容に対して執行した経費に限る。

3 補助金の実績報告は、第1号様式の提出をもって代えるものとする。

4 第5条第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。

(立入検査)

第6条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月7日から施行し、令和4年10月1日から適用する。